

十六橋水門の洪水警戒体制等について

福島県猪苗代土木事務所

1 十六橋水門の洪水調節について

概要はパンフレット参照。

* 洪水期（6月21日～10月10日）、非洪水期（10月11日～6月20日）

* 洪水期に制限水位（EL 513.55m）を設けて洪水調節を行う。

* 十六橋水門の洪水調節は自然調節方式。

* 154.9m³/s以内を放流する。（小石ヶ浜水門を含むと222.4m³/s）

2 洪水警戒体制について

十六橋水門操作規則・細則で以下のように定められている。

＜体制を執る要件＞

* 福島地方气象台から降雨に関する警報が発せられたとき。

* 十六橋水門の流域内において、流域平均雨量が40mmに達し、さらに増加が予想されるとき。

＜関係機関等への連絡・通知＞

* 体制の設置・解除、放流に関する情報を関係機関に通知する。

* 通知のタイミングは洪水警戒体制の設置・解除時

* 通知先の関係機関は以下のとおり

・ 国機関（国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所）

・ 県機関（土木部河川港湾総室河川整備課・県中建設事務所・会津若松建設事務所・喜多方

建設事務所）

・ 市町村機関（郡山市役所・会津若松市役所・猪苗代町役場・磐梯町役場・会津若松市役所

河東支所・喜多方市役所塩川総合支所・湯川村役場）

・ 消防・警察（会津若松警察署・喜多方警察署・猪苗代警察署・会津若松地方広域消防本部）

・ その他（東京電力HD（株）猪苗代事業所・安積疎水土地改良区）

＜警報＞

* 放流により下流に急激な水位の上昇が生じると予想される場合は、関係機関への通知のほか、警報車によるサイレン吹鳴による警報を行う。

・ 対象区間は十六橋水門～猪苗代第一発電所取水堰

裏磐梯三湖の洪水警戒体制等について

1 裏磐梯三湖の洪水調整について

概要はパンフレット参照。水位の運用は目的及び諸元を参照。

＊洪水期（6月21日～10月10日）、非洪水期（10月11日～6月20日）

＊檜原湖、小野川湖の洪水調節は一定量方式、秋元湖は自然調節方式。

＊秋元湖の洪水吐ゲートは5門有り、洪水期は常用洪水吐3門を全開状態にし、洪水調整は、常用洪水吐からの自然越流（最大流量 328.5m³/s）であるが、水位がサーチャージ水位を超えると予想される場合、ただし書き操作要領に基づき、非常用洪水吐2門を操作する（最大放流量 920.0m³/s）。

2 洪水警戒体制について

裏磐梯三湖操作規則・細則及び操作運用マニュアルで以下のように定めている。

＜体制を執る要件＞

＊福島气象台から会津北部地方（猪苗代町、北塩原村）で降雨に関する警報が発せられたとき。

＊檜原湖もしくは秋元湖流域内において、連続日雨量 40mm に達し、さらに時間雨量が 7mm を超えると予想される時。

＊檜原湖の目標水位（標高 821.40m）、小野川湖の警戒水位（標高 796.74m）、秋元湖の警戒水位（標高 733.70m）を超過するとき。

＜関係機関等への連絡・通知＞

＊体制の設置・解除、放流に関する情報等を関係機関に通知する。

＊通知のタイミングは下記のとおり

- ・洪水警戒体制の設置・解除
- ・洪水調節の放流開始（檜原湖、小野川湖は東京電力のみ、秋元湖は一斉）
- ・下流に急激な水位上昇が生じると予想される時
- ・非常用洪水吐ゲート操作により放流が予想される時

＊通知先の関係機関は下記のとおり

- ・国機関（国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所）
- ・県機関（土木部河川港湾総室河川整備課、喜多方建設事務所）
- ・東京電力猪苗代電力所
- ・市町村機関（猪苗代町役場、北塩原村役場）
- ・消防・警察（会津若松広域市町村圏整備組合猪苗代消防署、猪苗代警察署）

＜警報＞

＊放流により下流に急激な水位上昇が生じると予想される場合は、関係機関への周知のほか、警報車と警報局サイレン吹鳴による警報を行う。

- ・対象区間は秋元湖下流地点～東京電力沼ノ倉発電所地点の長瀬川筋
- ・警報局は、寺沢山、山神原、東商、土湯沢、土田下堰、蛇ノ原、和伊太郎、長瀬堰、名家、渋谷水位、村東の11局